

酒田市にふるさと納税でご寄付をいただいた皆様

酒田市ふるさと納税における返礼品の不適正表示について
(お詫び)

平素より本市のふるさと納税事業にご支援及びご理解を賜り、誠にありがとうございます。

この度、本市のふるさと納税返礼品の提供事業者である「株式会社山形飛鳥」が、ふるさと納税のお礼としてお送りしました返礼品の一部に、原材料の不表示などの不適正な表示があった可能性があることが、県、東北農政局および独立行政法人農林水産消費安全技術センターの合同の立入検査等によって分かりました。

本市は、全国の皆様からのご寄附を有効に活用させていただくことはもちろんのこと、ご寄附をいただきました皆様に感謝の気持ちを込めて、本市の安全・安心な特産品をお届けしてまいりました。それにより、皆様の信頼をいただき、また多くのご寄附をいただくことができていますものと存じます。

今回の事案では、製品の品質に問題ないことは確認しておりますが、これまで培ってまいりました、本市のふるさと納税返礼品への信頼を大きく損ね、ふるさと納税事業の運営に支障を来すのみならず、ふるさと納税制度そのもの、ひいては食品産業全体への信頼を揺るがしかねないものであり、事業者に対しましては、厳正に対処してまいりたいと考えております。また、ご心配をおかけした皆様には心ばかりのお詫びの品を送付させていただきたいと存じますので、お受け取りいただければ幸いです。

今回の事案を真摯に受け止め、再発防止の取組はもちろんのこと、全国の寄附者の皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

ご寄附をいただきました皆様をはじめ、関係者の皆様には、多大なるご迷惑及びご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

今後とも、酒田市への温かいご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和7年11月20日

酒田市長 矢口 明子

事案の概要は、下記のとおりです。

記

1 不適正表示判明等の経緯

本市の返礼品事業者である株式会社山形飛鳥について、県、東北農政局および独立行政法人農林水産消費安全技術センターの合同で行われた立入検査で、原料となる「するめいか」の取り扱いに関し、対象原材料のいかに、国産するめいかとアルゼンチン産アルゼンチンマツイカを混合して使用したにも関わらず、「イカ（国産）」と、国産いかのみを使用しているかのような表示を行っていたことが確認されました。

この発表を受け、市でも株式会社山形飛鳥に対し、返礼品に関する調査を行ったところ、原料となる「するめいか」の取り扱いに関し、原材料の在庫管理および工程運用の過程において、国産原料と海外産いか原材料が同一工程にて取り扱われていた期間があることが判明し、その結果、一部製造ロットにおいて原材料が混在していた可能性が認められました。このため、製品の品質に問題がないことを確認しておりますが、ふるさと納税で提供していた返礼品にも不適正な表示にあたる製品があった可能性があります。

なお、現在同社の返礼品の取扱いは行っておりません。

2 不適正表示があった返礼品

(1) 返礼品数 7 点（詳細は別紙のとおり）

- ・酒田港船凍いかづくしセット A-2
- ・プレミアムいか塩辛 食べきりサイズセット(4 種類の塩辛詰合せ)
- ・いかの肝醬油 200ml×3 本セット
- ・いかの肝醬油・肝ポン酢・肝味噌 計 3 本セット(各 200ml×1 本)
- ・いかの肝醬油・肝ポン酢 計 4 本セット(各 200ml×2 本)
- ・酒田港船凍いかづくしセット B-2
- ・yamagata made 詰合せセット(船凍いかの刺身と塩辛 2 種セット)化粧箱入り

(2) 発送した期間 令和 5 年 11 月 16 日 から 令和 7 年 6 月 20 日 まで

(3) 対象寄附者数 1 2 6 名

(4) 送付件数 1 4 1 件

①指定期間：令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日まで 78 件

②指定期間：令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで 63 件

3 不適正表示の内容

対象原料のいかに、国産するめいかとアルゼンチン産アルゼンチンマツイカを混合して使用したにも関わらず、「イカ（国産）」と、国産いかのみを使用しているかのような表示を行っておりました。

4 該当する寄附者様への対応

不適正な表示があった返礼品を送った可能性のある寄附者様に対しては、本製品の代替品を取り扱っていないため、お詫びの品を送付させていただきたいと存じます。お受け取りいただければ幸いです。

5 再発防止及び信頼回復に向けた取り組み

本事案は、生産者との信用によって成り立っていた取引を覆しかねない事案であると受け止めております。また、大きく損ねた全国の寄附者の皆様からの信頼を取り戻すために、以下の取り組みを実施いたします。

（１）再発防止に向けた取り組み

- ・返礼品事業者に対し、本事案に関する情報提供および注意喚起の文書発信
- ・返礼品提供事業者に対して、総務省通知（令和５年１２月２７日付け総税市第１１９号「ふるさと納税の返礼品として提供される食品の表示に係る関係法令遵守について」）および本市の募集要項に基づく、損害賠償規定および地場産品等の審査基準に関し、改めて返礼品事業者へ周知
- ・返礼品事業者選定にあたっては、工場等への立入り確認や各種取引実績を踏まえた審査を実施
- ・酒田市独自の食の安全を守るためのルールの厳格化を図るとともに、返礼品事業者に対する研修会を実施

（２）寄附者に対する対応

- ・本市ホームページへの本事案発生の経緯の説明を掲載
- ・該当返礼品を受け取った可能性のある寄附者様全てに対し、メール、文書で本事案発生の経緯説明、事業者負担によるお詫びの品の送付

6 本件に関するお問い合わせ窓口

- ・ 受付時間：平日 9：00 から 17：00 まで
- ・ 電話番号：0234 - 26 - 5736
- ・ メールアドレス：furusato@city.sakata.lg.jp